

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づき補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民生活や地域経済を支えるとともに、災害時には市民の生命を守るライフラインとしての役割を担うなど、極めて重要な都市基盤である。

横浜市の道路は、大都市の中でも交通量が多く、依然として渋滞が少なからず発生しているなどの課題を有しており、都市計画道路等の整備により道路ネットワークの形成に積極的に取り組んでいるが、いまだに十分な状況にない。

これまで道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、国の補助率等がかさ上げされ、本市の道路整備の推進に大いに寄与してきたが、この措置は平成29年度末で期限切れとなる。

平成30年度以降、補助率等が低減することになれば、地方の財政負担が増加し、道路整備の遅滞、施設の長寿命化や無電柱化などの課題解決にも深刻な影響を及ぼすことは明らかである。

よって、国におかれては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続することを強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

宛て

横浜市会議長

松本 研